県では、飲食店の基本的な感染防止対策について、従来から、見回り調査として、

現地を訪問の上、チェックリストに基づき確認をしてきましたが、確認済みであるこ

とが飲食店を利用される方にもわかるように、10月1日から、「千葉県飲食店感染防

止基本対策確認店」として、店舗において確認を証するステッカーを掲示いただくと

ともに、県のホームページにおいても店舗一覧の掲載を行うこととしました。

　確認店の掲載等に当たっては、9月15日以降、再度見回り調査を行うこととし、飲

食店営業許可リスト等に基づき、県から受託した事業者から各店舗に電話連絡をし、

現地調査を随時行ってきたところです。また、9月17日以降の報道を受け、コールセ

ンター等にお問い合わせをいただいた店舗についても、調査を進めてまいりました。

しかしながら、主に休業中であること等の事情により、受託事業者からの連絡に応答

できなかった店舗の方々から、今週に入って確認店に対し、酒類提供が緩和される方

針が報道されたことを受け、市町村様に問い合わせが多く寄せられていると伺ってお

ります。

現在、受託会社において、調査員を増員するなど、速やかに調査が行える体制を整え

ており、ご連絡に応答いただいている店舗については、明日、9月30日までに、確認

を終了する見込みですが、上記事情等により、応答いただけなかった店舗について

は、その後ご連絡をいただいたものから順次確認を進めているところでございます。

29日以降、コールセンターが大変混みあっており、大変ご迷惑をおかけしております。

なお、確認が10月1日以降になる店舗につきましては、県から協力金の支給ができる

よう、大変申し訳ありませんが、確認店として確認できるまで、休業していただく

か、営業する場合は、20時までの時短営業と酒類提供の自粛をお願いいたします。

また、確認店のステッカーについては、現地調査後、後日県から送付するため、確認

はされたもののステッカーの送付が間に合ってない店舗もございます。そのような店

舗につきましては、調査の際に使用しました、基本的感染防止対策チェックリストを

ステッカーの代わりに掲示していただくことで、酒類の提供が可能となる旨説明して

いるところです。

＜千葉県飲食店調査事務局（コールセンター）＞

・受付時間 １１：００～２０：００（土日祝日含む）

・電話番号

①０４７－７０３－７１２７

　(市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、成田市、習志野市、流山市、

　八千代市、我孫子市、鎌ケ谷市、浦安市、印西市、白井市）

②０４３－２３９－６２３６（上記以外の市町村）